



令和4年度
(2023年度)

星槎国際高等学校宇都宮キャンパス

夢作志学院

編入・転入募集要項

◇ 応募資格

- ① 高等学校に在籍している者（転入学生）
- ② 高等学校を中途退学した者（編入学生）

◇ 出願書類

※出願書類は個別相談後に受け取ってください。

	提出書類	転入	編入	留意事項
1	星槎所定・入学願書 写真2枚貼付	○	○	必要事項記入
2	夢作志学院所定・入学願書 写真1枚貼付	○	○	必要事項記入 (捺印3ヶ所)
3	夢作志学院所定・面接票	○	○	必要事項記入
4	選抜振込控 [選抜料：21,000円]	○	○	
5	選考結果通知用封筒	○	○	受験者の宛名、住所を記入
6	星槎所定用紙・作文	○	○	願書等に合わせて事前提出
7	星槎所定・調査書 または成績証明書若しくは、単位修得証明書	○	○	在籍高等学校にて作成の上、厳封し提出
8	転学照会状	○		
9	在学証明書	○		

◇ 出願期間

【転入学生】

1・2学年 随時受付

3学年 随時受付（入学時期によって卒業時期がことなります）

【編入学生】

2・3学年 随時受付（入学時期によって卒業時期がことなります）

◇ 選抜方法 / 合格発表

書類選考 / 選考日より1週間以内

◇ 単位修得及び卒業条件について

- 1, 星槎国際高等学校に3ヶ月間以上在籍し、1科目(2単位)以上修得している。
- 2, 前在籍校と合わせて通算3年以上在籍期間がある。
- 3, 特別活動を卒業までに30時間以上実施している。
- 4, ホームルーム活動=LHR
- 5, 課外活動に出席している
キャリアデザイン、調理実習、などの教科授業以外の活動
- 6, 課外授業に出席している
 - ・儀礼的行事(入学式、卒業証書授与式、始業式、終業式)
 - ・文化的行事(文化祭、鑑賞会)
 - ・健康安全的行事(健康診断、体力測定)
 - ・集団宿泊的行事(遠足、修学旅行)
 - ・勤労生産、奉仕活動的行事
(就業体験、全校美化活動、地域ボランティア)

1～6の条件を充足している者に限り、学期末(3月、6月、9月、12月)に卒業ができます。

詳しい内容につきましてはご相談ください。

◇ 入学までの流れ

1	個別相談（保護者・本人）	*保護者・本人のニーズ *学校説明
↓		
2	学校見学・体験	
↓		
3	入学意思確認	*出願書類受取（準備方法説明） *在籍校へ転入の旨を伝達
↓		
4	出願（書類準備）	*転入照会申請時期注意 *選抜料振込
↓		
5	選考結果通知	*郵送・電話にて
↓		
6	入学手続き	*入学関連書類受取（入学手続き説明） *学費納入
↓		
7	入学	*オリエンテーション

《転入手続きの留意点》

- ・転入学の受け入れは毎月1日が基本になります。
例)9月転入手続きした場合10月1日転入となります。
- ・出願書類の準備は月中旬までに済ませておくスムーズに手続きができます。
- ・3学年での転入は時期によって卒業時期がずれ込む場合があります。
2学年までの修得単位等によります。詳細につきましてはご相談ください。

◇ 学費納入について

1, 夢作志学院への費用

- 入学金 108,000 円
- 授業料 月額 43,200 円
※年間一括振込の場合は月額×在籍月数の費用になります。
- 施設設備費 月額 13,500 円×在籍月数
※入学時に一括納入していただきます。
- 課外授業費 実習費 / 交通費を実費でいただきます。
※課外授業内容と金額は別紙で案内いたします。

【納入方法】

- ①一括振込…入学手続き時に郵便振込にて納入
- ②銀行口座振替（足銀または栃銀）…入学翌月からは前月 25 日に口座振替

2, 星槎への費用

- 入学金 20,000 円
 - 授業料 年約 150,000 円
 - 施設設備費 16,000 円
 - 教科書代 年約 10,000 円
- ※高等学校就学支援金受給資格の認定対象者には学費控除が適用されます。
詳細は就学支援金制度を参照してください。

【納入方法】

星槎国際高等学校から自宅へ振込用紙が送られてきます。
案内に従って郵便局にて振込願います。

	夢作志学院への学費 例:9月入学の場合		星槎への学費
	年一括納入	月納	年間一括納入
1. 入学金		108,000	20,000
2. 授業料	月額 43,200 × 7 = 302,400	43,200	年約 150,000
3. 施設設備費	月額 13,500 × 7 = 94,500		16,000
4. 課外授業費	実費		
5. 教科書代			年約 10,000
合 計	約 550,000	初回 約 250,000 2回目以降 43,200	年約 187,000

◇ 高等学校等就学支援金について

ご家庭の教育負担軽減を図るための、国による授業料支援の仕組みです。
就学支援金の受給には申請が必要です。（学校を通して行います）

1, 受給資格

- ・高等学校（高専、高等専修学校等を含む）に在籍
- ・日本国内に住所を有すること

※次のいずれかに該当する方は対象となりません。

- ・高等学校等（修業年限が3年未満ものを除く）を卒業し又は修了した者
- ・高等学校等に在学した期間が通算して36月を超える者
- ・所得制限基準に該当する者（保護者等の算定基準額が304,200円以上である者）

2, 受給資格認定

星槎国際高等学校から合格証とともに申請書類が届きますので、各自申請書類をお願いいたします。申請された月から支給開始となるので、遅れないよう注意してください。

提出された書類を基準に、都道府県が受給資格の認定を行います。

毎年7月頃、所得情報が更新されます。都道府県はこれに基づき改めて受給資格の認定を行います。マイナンバーは法令に定められた必要な範囲のみ、就学支援金の支給に関する事務に活用します。

3, 受給判定基準 ※判定基準によって支給額が変わります。

計算式：市町村民税の課税標準額（所得額 - 所得控除額）×6% - 市町村民税の調整控除額

支給限度額等	就学支援金月額	年収の目安 / 所得判定基準	
支給限度額の2.5倍	4,812円÷履修期間×履修単位×2.5倍	590万未満	154,500円未満
通常の支給限度額	4,812円÷履修期間×履修単位	910万未満	304,200円未満
対象外	支給なし	910万以上	304,200円以上

※1 単位制高等学校における就学支援金

1 単位あたり支給額（401円×12ヶ月＝4,812円）を履修期間で割って履修単位数を乗じる形で算出されます。

※2 支給対象単位の上限は全籍校も含め74単位となります。

※3 転編入生の方は、前籍校における履修単位数・在籍期間等によって受給できない場合があります。

4, 学費（就学支援金相殺）

就学支援金対象者の方は履修単位30単位までの授業料を実質無償とします。ただし、年度途中で退学、転学する場合は該当年度の就学支援金（基準額）を納入いただきます。

◇ その他の公的奨学金について

1, 高校生等奨学給付金（都道府県が行う授業料以外の教育支援です）

- ・ 受給するためには保護者がお住いの都道府県への申請が必要です。
- ・ 生活保護世帯は年額 52,600 円、非課税世帯は年額 51,000 円

2, 栃木県育英会

栃木県育英会が実施している奨学金です。

3, 生活福祉資金（教育支援資金）

栃木県社会福祉協議会が生活福祉資金を貸与しています。

4, 母子・父子・寡婦福祉基金

ひとり親家庭の支援のために栃木県が実施する貸与型奨学金（福祉資金）です。

※ 詳細につきまして、各機関の受付窓口までお問い合わせください。

この他にも県内独自の経済的支援がありますので必ずご確認ください。